

2022.03.01

ESG リスクトピックス <2021 年度第 12 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

UNEPFI、金融機関向けに TCFD に関するエンゲージメントおよびリスク評価のガイダンスを発行

国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）プログラムの一環として、金融機関向けに、顧客のネットゼロ移行のための評価・エンゲージメントに関するガイダンスと、気候変動の物理的リスク・移行リスクの統合的な評価に関するガイダンスを発表した。

前者では、顧客の気候関連リスクや移行計画等の評価における課題とベストプラクティスを提示している。後者では、気候変動の物理的リスクと移行リスクを統合的に評価するための理論的な原則と実践のステップを、セクター別の分析例とともに提示している。

（参考情報：2022 年 1 月付 UNEPFI：Leadership strategies for client engagement: Advancing climate-related assessments

<https://www.unepfi.org/publications/leadership-strategies-for-client-engagement-advancing-climate-related-assessments/>

UNEPFI：Climate Tango: Principles for integrating physical and transition climate risk assessment with sectoral examples:

<https://www.unepfi.org/publications/climate-tango-principles-for-integrating-physical-and-transition-climate-risk-assessment-with-sectoral-examples/>

■ 生物多様性 ■

WBA、自然・生物多様性ベンチマークの原案発表。2022 年 11 月には約 500 社を対象に公表予定

WBA*は 1 月 12 日、企業による生態系への貢献度を評価する「自然・生物多様性ベンチマーク」の方法論のドラフト版を公開した。将来的には、影響力の大きい世界 1,000 社を対象に、本ベンチマークに基づく採点と結果の公表を行う予定。

本ドラフト版では、測定領域は「ガバナンスと戦略」、「生物多様性・環境マネジメント」、「社会的包摂性とコミュニティへの影響」の 3 つで構成され、重みづけはそれぞれ 15%、60%、25%とされている。最も重みづけが大きい「生物多様性・環境マネジメント」の領域は、自社の生物多様性に対する影響と依存の評価、コミットメントと目標策定、重要な地域における対策、重要な生物種に対する対策、外来種対策という 5 つの観点から成る「生物多様性マネジメント」と、二酸化炭素と汚染物質の排出、生態系の保全と再生、土壌の健全性、取水と水質、プラスチックおよび有害化学廃棄物という 5 つの観点から成る「生物多様性の喪失への対策」の 2 つのカテゴリで構成されている。

WBA は、2022 年 4 月に最終的な方法論を公開し、2022 年 11 月には約 500 社を対象として第 1 回目の採点結果の公表を行うとしている。

* WBA（World Benchmarking Alliance）は、ビジネスにおける SDGs（国連持続可能な開発目標）を推進する国際 NGO。ビジネスによる SDGs への貢献度を比較するためのベンチマークを策定している。

(参考情報：2022 年 1 月 12 日付 Nature and Biodiversity Benchmark Draft Methodology – Report for public consultation : <https://assets.worldbenchmarkingalliance.org/app/uploads/2022/01/Draft-Methodology-for-the-Nature-and-Biodiversity-Benchmark-2022.pdf>)

Social—社会—

■ 人権 ■

米ブルームバーグの 2022 年版「男女平等指数」、構成企業が前年比 20%増加

米ブルームバーグ通信は 1 月 26 日、ジェンダー関連の情報開示や平等への取組で実績のある企業の株価指数「ブルームバーグ男女平等指数 (GEI)」について 2022 年の構成銘柄を発表。45 の国・地域の 418 社を選定し、前年より 20%増えた。構成企業の特長として、▽取締役会メンバーの女性の割合が平均 31%▽7 割以上がダイバーシティやインクルージョンの担当役員を設置▽6 割以上が、女性が高度専門職に就く機会を提供する目的で、STEM 分野（科学・技術・工学・数学分野）の教育・研修プログラムを後援——などを挙げた。

(参考情報：2022 年 1 月 26 日付 ブルームバーグ HP :

<https://www.bloomberg.com/company/press/bloomberg-2022-gei/>)

■ 人権 ■

ジェトロの日本企業アンケート、人権尊重方針の策定済・見込み合計で約 75%

日本貿易振興機構（ジェトロ）が 1 月 31 日に発表した海外事業展開に関する日本企業のアンケート結果によると、人権尊重の方針を「策定済み」と「1 年以内に策定予定」の回答の合計が約 75%に上った。規模別では、大企業が 83.5%、中小企業は 72.6%だった。一方、「策定済み」に限ると大企業 64.3%に対して中小企業 32.7%と差があった。1745 社が回答した。

(参考情報：2022 年 1 月 31 日付 ジェトロ HP :

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2022/cb54ecb6447c983f.html>)

Governance—ガバナンス—

■ 下請法対応 ■

不適切な下請取引防止のガイドラインの掲載追加、21 年 12 月末で 19 業種に

中小企業庁は、下請法違反を防止し適正取引等の推進を目的にした業種ごとのガイドラインを掲載した HP に、化学産業のガイドラインを追加した。これにより、2021 年 12 月末時点で、掲載は 19 業種になった。具体的には、素形材、自動車、産業機械・航空機など。ガイドラインでは、下請取引における望ましい取引事例や下請法等で問題となりえる取引事例などを分かりやすく記載している。

(参考情報：2021 年 12 月末日付 中小企業庁 HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>)

■ 情報セキュリティ ■

IPA が選ぶ 2021 年度の情報セキュリティ 10 大脅威に「ゼロデイ攻撃」が初めてランクイン

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は 1 月 27 日、年間に発生した社会的影響が大きい情報セキュリティ事案を順位付けした毎年恒例の「10 大脅威」を公表した。それによると、2021 年度の個人向け脅威では、前年 2 位の「フィッシングによる個人情報等の搾取」がトップに上昇。10 位までの内容は、順位の変動はあるものの、3 年連続で同じだった。一方、組織向け脅威では、「修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃）」が初めてランクイン（7 位）した。なお、1 位は前年と同じ「ランサムウェアによる被害」だった。IPA は今後、各脅威の手口や傾向、対策などの詳しい解説を公開する予定。

（参考情報：2022 年 1 月 27 日付 情報処理推進機構 HP：

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2022.html>）

■ AI ガバナンス ■

経産省が AI 開発企業向け指針を改訂、人間尊重のシステム開発・運用の原則など示す

経済産業省は 1 月 28 日、人工知能（AI）を人間の尊厳の尊重や多様性のある社会の実現などに活用することを理念に掲げた政府の「AI 社会原則」を踏まえ、関連するシステムやサービスを開発・運用する企業の行動原則や目標などを示した「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」の改定版を公表した。昨年 7 月公表の初版に意見募集結果を反映。目標や実践例などの記載を拡充した。

（参考情報：2022 年 1 月 28 日付 経産省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220125001/20220124003.html>）

全般・その他

■ SDGs ■

UNDP、「企業・事業体向け SDG インパクト基準」日本語訳を発表

国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所は 12 月 14 日、「企業・事業体向け SDG インパクト基準」の日本語訳を発表した。同基準は企業等が事業運営の方針を決定する際、サステナビリティを組み入れることを助ける意思決定基準であり、戦略、アプローチ（執行・管理）、透明性、ガバナンスの 4 つのテーマから構成される。同基準に沿った意思決定を行うためのステップおよび同基準の実施状況を把握するための付属資料の日本語訳もあわせて発表されている。

（参考情報：2021 年 12 月 14 日付 国連開発計画 HP：

https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/library/sdgimpact_standard_enterprises.html）

■ リスクマネジメント ■

世界経済フォーラムが「グローバルリスク報告書 2022」を発表

世界経済フォーラムは 1 月 11 日、「グローバルリスク報告書 2022」を発表した。

本報告書では、世界フォーラムメンバーに対して実施される「グローバルリスク意識調査」の結果を踏まえ、“今後 10 年間の、世界における最も深刻なリスク”の上位 10 項目が提示されている。今次の結果では、「気候変動への適応の失敗」、「異常気象」、「生物多様性の喪失や生態系の崩壊」の気候変動関連リスクがトップ 3 を占めた一方、新型コロナウイルス感染症の影響長期化とそれに伴う格差拡大に関連し、社会関連リスク「社会的結束の侵食」、「生活破綻（生活苦）」がトップ 5 入りする結果となった。

(参考情報：2022 年 1 月 11 日付 世界経済フォーラム HP：

<https://jp.weforum.org/reports/global-risks-report-2022>)

■ ESG 投資 ■

投資運用世界大手ブラックロック社が 2022 年「フィンク・レター」を発表

米ブラックロック社のラリー・フィンク CEO は 1 月 18 日、投資先企業の CEO に向けた公開書簡である通称「フィンク・レター」の 2022 年版を発表した。

「資本主義の力」と題した同書簡では、企業が持続的にリターンを生み出す上で、明確なパーパスを持ちステークホルダーと共有することや、あらゆるステークホルダーのために価値を創造する姿勢（いわゆるステークホルダー資本主義）、サステナビリティに配慮した事業活動を行うこと等が重要であることが強調されている。

(参考情報：2022 年 1 月 18 日付 ブラックロック社 HP：

<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/2022-larry-fink-ceo-letter>)

今月の『注目』トピックス

<TCFD>

OTCFD が「業界主導のイニシアチブ特集レポート」の第一弾を発表

(参考情報 : 2022 年 1 月 25 日付 TCFD HP :

https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2022/01/TCFD_Spotlight_Jan.pdf)

金融安定理事会 (FSB) の気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) は 1 月 25 日、「業界主導のイニシアチブ特集レポート」の第一弾を発表した。TCFD は G20 の要請を受けて設立されたタスクフォースであり、企業等に対し、気候関連リスク・機会に関する情報を「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標」の項目ごとに開示することを推奨している。

本レポートでは、TCFD の提言に沿った情報開示の手助けとなるような業界主導の 3 つの活動を紹介している。主導している組織や主な活動内容については以下の通り。

団体名と活動名	主な内容
Open Hydro* 『Net Zero Climate Resilient Hydropower Initiative』	本イニシアチブは、水力発電事業のプロジェクト単位で気候関連リスク・機会の財務影響の情報開示を推進する、業界主導のマルチステークホルダー・イニシアチブである。気候変動対策を加速し、新規および既存の水力発電資産の資金調達または資金補充のために投資を集めることを目的としている。 具体的には、水力発電の気候関連財務情報のスタンダードな開示方法の開発、また水力発電の気候変動対策への貢献を実証するためのロードマップ策定の際に、資産所有者と事業者を支援するためのガイダンスを提供する等の活動を行っている。
WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議) 『電力会社に対する気候関連の経済的影響の評価』	本ガイダンスは、WBCSD が電力会社向けに、気候関連リスク・機会を分析し、財務影響を評価するための推奨フレームワークを提示するものである。 本ガイダンスにおいては、効果的な分析のためのポイントとして、ステークホルダーの期待を踏まえて分析・情報開示のレベル設定を行うこと、極端なシナリオを含む複数のシナリオを選択すること、会社の目標やポートフォリオに合わせた短期・中期・長期の時間軸の設定、移行リスクと物理的リスクの相互作用の理解などが挙げられている。 そのうえで、具体的な企業の事例なども挙げながら、気候関連リスク・機会の財務影響を評価するための段階的なアプローチを提示している。
ICBC (中国工商銀行) 『TCFD の簡体字中国語への翻訳文書プロジェクト』	本プロジェクトは、ICBC による TCFD 関連の文書を簡体字中国語に翻訳する取組であり、中国における TCFD 提言に沿った情報開示を促進し、TCFD の影響力と知名度を拡大することを目的としている。 ICBC は、これまでに ・気候関連の財務情報開示に関するタスクフォースの勧告 ・リスク管理の統合と情報開示に関するガイダンス ・非金融セクターのシナリオ分析に関するガイダンス ・気候関連リスク・機会の情報開示におけるシナリオ分析の利用 ・TCFD 2021 年版状況報告書 の 5 つの文書を翻訳している。今後も補助ガイダンス等が発行され次第翻訳していく予定。

* Open hydro : 水力発電セクターの気候変動と政策に関する分析およびアドバイスを行う国際組織。

Q&A



Question

昨年、国連ビジネスと人権フォーラムで「UNGP10+ビジネスと人権の次の10年のためのロードマップ」が公表されましたが、どのような内容でしょうか。また、今後企業はどのように取組を進めていけばよいでしょうか。

Answer

1. 「UNGP10+ビジネスと人権の次の10年のためのロードマップ」公表の背景

2011年に国連人権理事会で合意された「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（以下、「国連指導原則」）は、企業活動における人権尊重についての代表的な指針となっています。この中で、①人権方針の策定、②人権デュー・デリジェンスの実施、③救済メカニズムの構築の3つが求められており、多くの企業で国連指導原則に則った取組が行われています。近年、欧米を中心に企業に人権デュー・デリジェンスの実施を義務付ける動きがある中、合意から10年目を迎えた2021年の国連ビジネスと人権フォーラムで「UNGP10+ビジネスと人権の次の10年のためのロードマップ」が公表されました。

2. 「UNGP10+ビジネスと人権の次の10年のためのロードマップ」の概要

国連指導原則は、ビジネスに関連する人権リスクを管理する上で、主に国や企業に対する共通の枠組みの提供という大きな役割を果たしました。一方で、人権への悪影響の予防・軽減や発生した被害に対する救済等の実効性向上においては、未だ多くの課題が残されています。本ロードマップでは、これまでの成果と課題をふまえ、国連指導原則に基づく対応の定着・拡大に向けて重点的に実施すべき行動分野と目標を提示しています。行動分野は、①戦略の方向性、②保護・尊重・救済、③横断的な問題の3つのテーマに分かれており、企業だけでなく、国や機関投資家など様々なステークホルダーが取るべき行動を挙げています。各テーマにおける行動分野と目標の概要は以下の通りです。

テーマ	行動分野	目標
① 戦略の方向性	1: グローバルな人権課題に対応する指針としての国連指導原則の活用	1.1 人権尊重を脱炭素社会への「公正な移行*」と「持続可能な開発戦略」の中核的要素とすること
		1.2 個々の国や一企業では解決が困難な課題解決に向け、ステークホルダーの協働を強化すること
		1.3 デジタルトランスフォーメーションにおける人権リスクを考慮し、最適化させること
		1.4 ESG やサステナビリティの報告基準等と国連指導原則の整合性を確保すること
② 保護・尊重・救済	2: 政府による人権保護義務	2.1 ビジネスと人権に関する国家行動計画を策定し、政策に一貫性を持たせること
		2.2 人権取組に関する自国内／国際間／強制的（ハードロー）／自発的（ソフトロー）措置を適切に組み合わせる展開し、取組を促進すること

テーマ	行動分野	目標
③ 横断的な問題	3:企業の人権尊重の責任	3.1 国連指導原則をビジネス社会に一層浸透させ、人権取組の実効性を向上させること
		3.2 人権デュー・デリジェンスを企業のガバナンスやビジネスモデルに組み込むこと
		3.3 人権尊重と逆行するビジネス慣行を是正すること
	4:救済へのアクセス	4 救済へのアクセス確保のための取組を実践に移すこと
③ 横断的な問題	5:ステークホルダー・エンゲージメントの促進	5 保護・尊重・救済を強化するための有意義なステークホルダー・エンゲージメントを確実にすること
	6:変化を促すための影響力の拡大と充実	6.1 金融セクターの ESG フレームワークに国連指導原則を適用し、金融セクターを通じて企業の人権取組を促進させること
		6.2 規制当局や金融関係者以外の専門家（弁護士、会計事務所、経営コンサルタントなど）を活用すること
	7:モニタリングの深化と改善	7.1 国家間の取組状況のモニタリング・評価を通じて、国の人権取組を促進すること
		7.2 企業の人権取組の効果をモニタリング・評価する仕組みを改善すること
	8:国際的な協力と実施支援の拡大と改善	8.1 開発や環境など他の国連の施策との相乗効果を高めるため、国連システムの枠組みに国連指導原則を統合すること
		8.2 国連指導原則を迅速かつ広範囲に導入・実施させるための能力開発と国際的な関係者間の連携を強化すること
		8.3 グローバルな動きだけでなく、地域における人権尊重の動きを促進させること

出典：UNGP10+ ビジネスと人権の次の10年のためのロードマップを基にインターリスク総研作成

* 脱炭素社会へ移行する上で想定されるビジネスモデルの変化による雇用の喪失や雇用条件の著しい低下等の人権リスクを回避しながら持続可能な経済、社会を築くこと。

3. 企業に求められること

本ロードマップの各行動分野において企業に関連する内容は多岐に渡りますが、本項では特に行動分野3「企業の人権尊重の責任」について取り上げます。

(1) 国連指導原則をビジネス社会に一層浸透させ、人権取組の実効性を向上させること

これまでの10年では、主要なグローバル企業とそのバリューチェーンを中心に人権取組が進められてきましたが、ビジネス社会全体を見渡すと一部の企業の取組に留まっている状態です。また、実際に国連指導原則に基づいて方針の策定や各種取組が進められている場合においても、効果的な人権デュー・デリジェンスやステークホルダー・エンゲージメントを通じて、人権尊重の責任を十分に果たしている企業は少ないと指摘されています。今後、企業はバリューチェーン全体で人権取組を推進する姿勢を示し、ステークホルダーの人権に悪影響を与える行動を評価・対処することが求められます。まずは国連指導原則に則り、前述の①人権方針の策定、②効果的な人権デュー・デリジェンスの実施、③救済メカニズムの構築を確実に行うことが基本となります。さらに、特にリスクの高い事業・地域におけるバリューチェーン上の人権リスクを把握・管理するために、小規模なサプライヤーやビジネスパートナーの人権取組の支援を行うことが望まれます。

(2) 人権デュー・デリジェンスを企業のガバナンスやビジネスモデルに組み込むこと

自社のビジネスモデルにおける人権リスクについて取締役会などで十分議論されておらず、人権デュー・デリジェンスが実質的にガバナンスに組み込まれていないということが指摘されています。例えば過去10年では、たばこやアルコール、化石燃料、ファストファッション等の業界における人権リスクが注目されましたが、多くの企業では自社のビジネスモデルが人権に与える影響について十分議論されてきませんでした。

今後、人権尊重を企業のDNAの一部として根付かせ、自社のビジネスモデルが抱える人権リスクを適切に評価・対処できるようにするためには、自社のガバナンスに人権デュー・デリジェンスのプロセスを組み込むことや、取締役に人権問題の専門性を持つ者を登用すること等が求められます。

(3) 人権尊重と逆行するビジネス慣行を是正すること

強制労働や雇用における差別の顕在化、人権擁護・環境保護活動家などを標的とした攻撃への関与など、人権尊重の責任と矛盾する企業行動が指摘されています。これらの行動を是正するためには、今後、ロビー活動、税務、法務、マーケティング、事業開発など、企業のあらゆる活動に人権デュー・デリジェンスが適用されることが求められています。

なお、国連指導原則に沿った具体的な取組内容については、2021年度第3号（人権方針）、2021年度第7号（人権デュー・デリジェンス）のQ&Aにて解説しているので参照ください。

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ
主任コンサルタント 佐々木 愛

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022